

# 山口県報

平成30年  
9月28日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一  
介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………七  
保安林予定森林(森林整備課)……………七
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課)……………七  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八
- 選管告示  
政治団体の名称等……………八  
政治団体の異動事項……………九  
解散等に係る政治団体の名称等……………九  
資金管理団体の異動事項……………九  
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………一〇

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政



### 山口県規則第七十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号ヨ中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号タ中「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改め、同号中ヤをマとし、ムからクまでをウからヤまでとし、ラの次に次のように加える。

ム 法第七十七条の二第一項の規定に基づき、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からの費用の返還額の全部又は一部を徴収すること。

第三十条第一項第二号イ中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号ロ中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号ヘ中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号ヘを同号リとし、同号ホ中「第十六条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、「支給」の下に「又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施」を加え、同号ホを同号チとし、同号ニ中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号ニを同号トとし、同号ハ中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号中ハをへとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 法第七条第一項の規定に基づき、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うこと。
- ニ 法第七条第二項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を行うこと。
- ホ 法第九条第一項の規定に基づき、支援会議を組織すること。

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三十条第一項第一号ヨ及びタの改正規定は、公布の日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七十四号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成十二年山口県規則第百三号)の一部を次のように改正す

る。  
 第九条第一項中「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加える。  
 別記第一号様式(その一)の(表)中

管 理 者	氏名	住所	(郵便番号 )	
	生年月日	年月日		
業務 の 要 者	申請に係る事業所で兼務する場合 同一敷地内にある他 の事業所等で兼務する	兼務する他の職種	事業所等の名称	
		兼務する他の職種	兼務する職	

を

管 理 者	氏名	住所	(郵便番号 )	
	生年月日	年月日		
業務 の 要 者	申請に係る事業所で兼務する場合 同一敷地内にある他 の事業所等で兼務する	兼務する他の職種	事業所等の名称	
		兼務する他の職種	兼務する職	

に於て

同様式(その一)の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中3を削り、4を3とし、5から7までを4から6までとし、8及び9を削り、10を7とし、11を削り、12を8とする。  
 別記第一号様式(その二)の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を削り、11を8とし、12を削る。  
 別記第一号様式(その三)の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中8及び9を削り、10を8とし、11を削り、12を9とする。  
 別記第一号様式(その四)中  
 「(訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの場合)」を  
 「(訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの場合)」と改め、  
 (表)  
 添付書類、注及び備考を削り、同様式に裏として次のように加える。

(裏)

添付書類

- 1 法人にあっては、登記事項証明書又は条例等
  - 2 事業所が病院又は診療所である場合にあっては、病院又は診療所の使用許可証、届書、承認書又は通知書の写し
  - 3 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、介護老人保健施設又は介護医療院の開設計可証の写し
  - 4 事業所の平面図（各室の用途を明示すること。）
  - 5 運営規程
  - 6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
  - 7 介護保険法第70条第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないこと又は同法第115条の2第2項各号（事業所が病院若しくは診療所である場合にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
  - 2 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 3 「事業所の種別」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
  - 4 「利用者の推定数」欄は、指定居室サービス事業者の指定又は指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。
  - 5 「事業の開始の予定年月日」欄は、指定の申請の場合にのみ記入すること。
  - 6 「現に受けている指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請の場合にのみ記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第一号様式（その五）の(裏)

／ 病院	2	診療所	3	薬局	4	訪問看護ステーション	5
／ 病院	2	診療所	3	薬局			
管理栄養士	人	人	人	人	人	人	人
保健師	人	人	人	人	人	人	人
看護師	人	人	人	人	人	人	人
准看護師	人	人	人	人	人	人	人
管理栄養士	人	人	人	人	人	人	人

の(五)の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を11とし、12を削る。

別記第一号様式（その六）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を11とし、12を削る。

別記第一号様式（その七）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中9を削り、10を9とし、11を削る。

別記第一号様式（その八）の(裏)中「機能訓練職員」や「機能訓練指導員」に改め、同様式（その八）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中6を削り、7を6とし、8を5とし、9を削り、10を削り、11を削り、12を削り、13を10とし、14を削る。

別記第一号様式（その九）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中11を削り、12を11とし、13を削る。

別記第一号様式（その十）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を削り、10を8とし、11を削り、12を9とし、13を削り、14を10とし、15を11とする。

別記第一号様式（その十一）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中4を削り、5を4とし、6から9までを5から8までとし、10及び11を削り、12を9とし、13を削る。

別記第一号様式（その十二）の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を削る。

別記第二号様式の添付書類一中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中9を削る。

削り、10を9とし、11を削り、12を10とし、13を削り、14を11とする。  
別記第三号様式の(裏中)

山口県収入証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

山口県収入証紙貼付け欄  
(消印しないこと。)

同様式の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中12を削り、13を12とし、14を削り、15を13とし、16を削り、17を14とし、同様式の注4中「従業者」を「従業員」に改め、同注7中「事業の開始の予定年月日」を「開設の予定年月日」に改める。

別記第四号様式の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中12を削り、13を12とし、14を削り、15を13とし、16を削り、17を14とする。

別記第五号様式の添付書類1中「定款、寄附行為等及び」を削り、同添付書類中11及び12を削り、13を11とし、14を12とし、15を削り、16を13とする。

別記第七号様式の添付書類2を削り、同添付書類1を同添付書類とする。  
別記第十号様式中

山口県収入証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

山口県収入証紙貼付け欄  
(消印しないこと。)

同様式の注3中「山口県収入証紙はり付け欄」を「山口県収入証紙貼付け欄」と、「はり付け欄」を「貼り付け欄」と改める。

別記第十五号様式の注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。  
/ 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

別記第十六号様式の注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。  
/ 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

を

に改め、

を

に改め、

別記第十七号様式の注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。

附則  
/ 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定、第一号様式(その一)の改正規定(添付書類に係る部分を除く。)、同様式(その八)の改正規定(添付書類に係る部分を除く。)、別記第三号様式の改正規定(添付書類に

係る部分を除く。)並びに別記第十号様式及び別記第十五号様式から別記第十七号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年九月二十八日から同年十月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日産化学株式会社
- 住 所 東京都中央区日本橋二丁目五番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日産化学株式会社小野田工場  
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
四六一イ	二五・六	平成三〇、 一〇、二二	平成三〇、 一〇、三二	平成三〇、 一一、一二
備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。				

種 類	項 目	汚 水			汚 染 状 態			汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				
		通 常	最 大	検 出 せ ず	最 大	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大		
排水焼却施設	処理前	九・一	一〇・六	検出せず	検出せず	三四一	三五一	〇・五八	〇・三六	一	四六・四	四六・八
	処理後	八・一	八・五	検出せず	検出せず	二二〇	二四〇	〇・三六	〇	一八五・六	一八六	一八六
中 和 槽	処理前	七	一四・一	検出せず	検出せず	六〇〇	七五〇	一九	四六	九・二	九・六	九・六
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	処理前	〃	八・六	検出せず	検出せず	一〇〇	一〇〇	一五	二三	一、二二一・七	一、二六八・五	一、二六八・五
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
排水焼却施設	鋼 鉄 製	四九・六八 (t/日)	焼 却	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	年 月 日	年 月 日	年 月 日
中 和 槽	鋼 板 製	四・五 (m <sup>3</sup> /回)	中 和	断 続	〃	変 動 あり	年 月 日	年 月 日	年 月 日
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇 (t/日)	活 性 汚 泥 連 続	〃	〃	変 動 な し	年 月 日	年 月 日	年 月 日
中和沈殿処理施設	〃	五〇、〇〇〇 (t/日)	中 和 ・ 沈 殿	〃	〃	〃	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(既 設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水		汚 染 状 態		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 素 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
四六一イ	通 常	一三、〇〇	検 出 せ ず	一三、五〇〇	検 出 せ ず	一六・六
	最 大	一四、〇〇	検 出 せ ず	一四、〇〇〇	検 出 せ ず	一七・〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量





- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 プリムールあおい  
 所在地 山口市葵一丁目三四〇二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中川 裕  
 発株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項
フジパナストアー株式会社	亀山 洋	変更前
	高山 昭一	変更後

- 四 届出年月日  
 平成三十年九月十三日
- 五 変更年月日  
 平成三十年七月十六日

(二一五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク生野屋店  
 所在地 下松市大字生野屋五〇七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号 高村 利之
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社トレビ	

- 四 届出年月日  
 平成三十年九月十三日
- 五 変更年月日  
 平成三十年八月三十一日

(二一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年五月十五日山口県公告(一〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年九月二十八日から同年十月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 宇部空港前複合店舗  
 所在地 宇部市岬町三丁目一五二の二
- 二 意見の概要  
 騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。



山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎



政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年月日)
99%の民意をい かす山口の会	藤 厚	内山 新吾	山口市赤妻町3番/号		平成29、 12、7
小林富後援会	小林 富	小林 恒雄	萩市大字江向362の1		” ” 19
萩市の次代を考 える会	”	”	”		” ”
山口孝後援会	山田 健夫	山口 孝	熊毛郡上関町大字祝島 168の1		” ” 4

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備出(年月日)
			新	旧	
泉ひろき後援会	斉藤 和彦	代 表 者	斉藤 和彦	泉 裕樹	平成29、 12、13
さいとう真治後援会	斉藤 真治	会計責任者	岩武 正春	讃岐 恭子	” ” 11、18
秀友会	平岡 秀夫	名 称	秀友会	平岡秀夫後援会(秀友会)	” ” 12、11
		事務所	東京都杉並区成田東5丁目16番4号	岩国市楠町2号岩国11番47号	
大日本義勇會	佐々木悟朗	名 称	大日本義勇會	政治結社大日本心勇會	” ” 15
		事務所	宇部市大字東須恵122の4	宇部市大字妻崎開作54の4	
中村けんどう後援会	小松 剛	代 表 者	小松 剛	中村 賢道	” ” 11、19
前東直樹後援会	前東 直樹	事 務 所	下関市菊川町大字上大野31の2	下関市菊川町大字田部323の1	” ” 12、1

みんなの県政をつくる会	藤永 佳久	代 表 者	藤永 佳久	福江 俊喜	” ” 5
-------------	-------	-------	-------	-------	----------

山口県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
TKC高村正彦政経研究会	松永 浩之	松永 浩之	周南市新宿通/丁田17	平成29、 11、30
中村けんどう後援会	小松 剛	小松 剛	光市虹ヶ丘6丁目/番15号	” ” 12、28
野村こうじ後援会	山本 貞壽	金子 吉夫	萩市大字唐樋町69の2	” ” 6
野村興兒後援会	野村 興兒	”	”	” ”
三浦英統後援会	田中 松男	三浦 和英	山陽小野田市大字埴生1876の2	” ” 27

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備出(年月日)
			新	旧	
前東 直樹	前東直樹後援会	事 務 所	下関市菊川町大字上大野31の2	下関市菊川町大字田部323の1	平成29、 12、1

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でな くならなかつた年月日)
小松 剛	中村けんどう後援会	平成29、11、19
野村 興兒	野村興兒後援会	〃 12、6

平成三十年九月二十八日印刷

発行人所

山口県知事